

大和都市管財国家賠償訴訟・控訴審判決に対する会長声明

平成20年9月26日、大阪高等裁判所は、大和都市管財国家賠償請求事件の控訴審判決で抵当証券業の登録更新を拒否しなかった近畿財務局の対応が被害拡大の原因であるとして国の責任を認め、被害者約620人について、国に約15億5800万円の支払いを命じる判決を下した。大阪高等裁判所は、判決理由で、「近畿財務局は適切な調査をせず、あえて漫然と社名の登録を更新した」もので、「監督規制権限の恣意的不行使と言わざるを得ず」、「裁量逸脱の程度は著しい」と近畿財務局の責任を厳しく断じている。これに対し、同年10月6日、金融庁は、金融担当大臣談話として、上告を断念することを正式に表明し、その中で「(今回の判決を)真摯に受け止め、利用者保護の視点に立った金融監督行政を、改めて検査・監督の現場に浸透させてまいりたい」と発表した。

大和都市管財事件は、抵当証券会社である大和都市管財株式会社の破綻により、被害者約1万7000人、被害総額金約1100億円という「第二の豊田商事事件」と言われる一大詐欺被害事件であり、控訴審判決は、原審の判断を踏まえた上で更に控訴審で取り調べられた新たな証拠に基づき原審の判決よりも更に踏み込んで国の責任を認めた。

バブル崩壊後、我が国の社会では、規制緩和路線を追求することにより、様々な格差が拡大し、他方で「自己責任」として個人等弱者の人権は踏みにじられるような弱肉強食の社会になりつつある。

さらに、社会・経済の仕組みの高度化・複雑化、多様化に伴い、益々情報や知識の格差が広がっており、そのため社会的・経済的弱者である消費者保護の必要性は高まる一方である。

このような我が国の現状において、今回、大阪高等裁判所が国の責任を厳しく断罪し、金融庁も上告を断念し、自らの責任に言及したことは評価に値するものである。

当会においても「真にあるべき」消費者庁設置を求める会長声明」を公表して消費者被害の予防と救済、消費者の権利拡大を求めているが、国は消費者庁等を設置するとともに、消費者保護のため監督行政の厳格な運用、法改正等様々な方途により、今後大和都市管財事件のような詐欺事件が発生することのないよう努める責任がある。

多数の被害者が発生してから救済するという事後的救済によってではなく、登録あるいは登録更新の時点での規制を強化する等消費者被害を事前に防止するべく、国の責任を尽くすことを求めるものである。

以上

2008年(平成20年)11月7日

兵庫県弁護士会

会長 正木靖子